

令和6年4月1日

監査委員決定

令和6年度西宮市年間監査計画

西宮市監査事務局

1 財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

市の財務に関する事務執行及び経営に係る事業管理について、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果が図られているか、団体の組織、運営の合理化と規模の適正化が図られているかに特に留意して、定期的に監査を実施します。

また、監査対象についてのリスクに応じた効果的かつ効率的な監査の実施に努めます。

令和6年度の予定は、次のとおりです。

対 象 部 局	実施予定時期	報 告 時 期
市民局、産業文化局	6年10月～7年2月	7年3月市議会
こども支援局、会計室、行政委員会等、 上下水道局	6年12月～7年5月	7年6月市議会

2 行政監査（地方自治法第199条第2項）

一般行政事務の適正性、効率性、妥当性に重きを置く監査であり、定期監査の中で、必要に応じて重点的監査として行います。

3 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

監査対象団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査します。

なお、監査対象団体は、次の基準により、監査委員会議で決定します。

監査期間は、令和6年8月から同年11月とし、同年12月市議会に報告します。

(1) 財政援助団体監査

市が支出する補助金等の額が概ね500万円以上の団体から抽出します。

(2) 出資団体監査

市が4分の1以上出資している6法人から抽出します。

(3) 公の施設の指定管理者監査

市が公の施設の管理を行わせている指定管理者から抽出します。

4 工事・委託等監査

定期監査及び財政援助団体等監査の中で、工事・委託等を実施している部局又は団体について、事務局技術職員が専門的な分析・検証を実施します。

主要な工事・委託等を抽出して精査するほか、所管課少額契約工事・委託等についても抽出して問題点を検証します。

5 現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月検査日を決めて、会計管理者、病院事業管理者及び上下水道事業管理者に対して、現金の出納事務が正確に行われているかを検査します。

6 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算書その他の関係書類の計数の正確性を検証するとともに分析的手続等を実施し、予算執行又は事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを定期監査の結果を踏まえて審査します。

7 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

算定された健全化判断比率及び資金不足比率について、適正に算定されているかどうかを主眼として、決算審査と並行して審査を行います。

8 住民監査請求監査（地方自治法第242条）

住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査します。

9 包括外部監査（地方自治法第252条の36～第252条の38）

総務局総務総括室の所管である包括外部監査について、監査委員としては、以下のことに

留意します。

- (1) 包括外部監査人の選任及び契約、監査補助人の選任、監査テーマ並びに監査結果について、必要に応じて適切な意見を述べます。
- (2) 包括外部監査人との連携を重視し、その調査等に対する適切な協力を行います。
- (3) 包括外部監査結果報告の意見及び指摘事項を十分吟味して、定期監査等において活用、検証します。

10 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。

なお、内部統制制度担当部局に対し、引き続き、監査結果等の情報提供を行うなど連携を進めていきます。

11 その他

- (1) 庁内外で問題となった事案について、今後の監査等で確認していくなど必要に応じて適切に対応します。
- (2) 事務局監査の具体的な実施体制は、実施計画において定めます。なお、事務局各担当の連携を重視し、協力体制の強化を図ります。また、事務局内研修の実施、各種研修への参加とその成果の事務局全体での共有など、研修体制を強化し、職員の専門能力の向上を図ります。
- (3) 監査専門委員を選任し、監査等業務に関する調査を委託するとともに、日常的に監査専門委員から指導・助言等を受けることで、事務局職員の専門性の向上を図り、監査等業務の一層の充実に努めます。
- (4) 全庁新任庶務担当者に向けて研修資料を提供し、また、定期監査等における要改善事項・意見・措置状況事例集を改訂・充実するほか、新任課長研修において監査委員が講義を行うなど、監査の実効性の確保に努めます。
- (5) 監査結果等を時宜に応じてホームページ上に公開するなど、積極的な情報発信に努めます。